

柏市子どもへの貧困対策推進計画及び
柏市ひとり親家庭等自立促進計画について

柏市こども福祉課
令和6年10月21日

第2期柏市こどもの貧困対策推進計画の策定

【趣旨】

第1期柏市子どもの貧困対策推進計画の期間満了に伴い、新たに第2期計画を策定するもの。

※当初の計画期間（平成29年度～令和3年度）を以下の理由から延長し、第2期計画の開始時期を令和7年度予定としている。

○長引くコロナ禍の影響により、通常期とは異なった状況下で長期計画を策定することに実効性が少ないこと。

○こども部で策定している他計画や国の大綱、県の計画等との時期的なズレ、施策対象の重複、国からの複数計画の共同化方針などを考慮したこと。

【概要】

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、子どもたちが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進するための計画。国が令和5年12月に策定した「こども大綱」におけるこどもの貧困対策の内容を勘案して策定する。

【策定の流れ】

柏市子どもの生活実態調査及び支援者ヒアリングの結果を踏まえて計画案を策定し、子ども・子育て会議において意見聴取を行う。

【基本理念（案）】

すべてのこどもが安心した生活を送り，健やかに成長できるまち

【基本理念の考え方】

すべてのこどもが，それぞれの置かれた状況のなかでも，健やかに成長していけるよう，また社会から孤立することなく日常生活を送ることができるよう，社会全体で支える環境を構築することが重要です。

また，**こどもの貧困の解消には，貧困の状況にあるかたの妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまで，他者とのかわりを通じた切れ目のない支援**が必要です。

そのため，行政や地域などが連携しながら，こどもとその家族を支える社会の実現を進めていきます。

●変更点●

- ・ 柏市ひとり親家庭等自立促進計画と同様に，基本理念を1行に集約
- ・ 第1期計画，こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律などの考え方を踏まえて作成

【参考】

第1期柏市子どもの貧困対策推進計画の基本理念

全ての子どもたちが，子どもたち自身の努力の及ばない不利な環境により，将来への道を閉ざされることなく，夢と希望を持って，安心して育つことのできるまちを目指します。

第4期柏市ひとり親家庭等自立促進計画の策定

【趣旨】

第3期柏市ひとり親家庭等自立促進計画【令和2年度～令和6年度】の計画期間満了に伴い、新たに第4期計画を策定しようとするもの。

【概要】

母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づき、ひとり親家庭等の生活の安定と向上を目的として策定しているもの。

「すべてのひとり親家庭等に“あんしんの環”を」を基本理念とし、5つの基本目標と14の施策体系で構成されている。

【策定の流れ】

令和5年度に「柏市ひとり親世帯等調査」を実施。その結果を踏まえて計画案を策定し、子ども・子育て会議において意見聴取を行う。

【その他】

「第2期柏市子どもの貧困対策推進計画」及び**「第4期柏市ひとり親家庭等自立促進計画」**をそれぞれ策定した上で、**両者をひとつの冊子にまとめて発行**する。

【基本理念（案）】

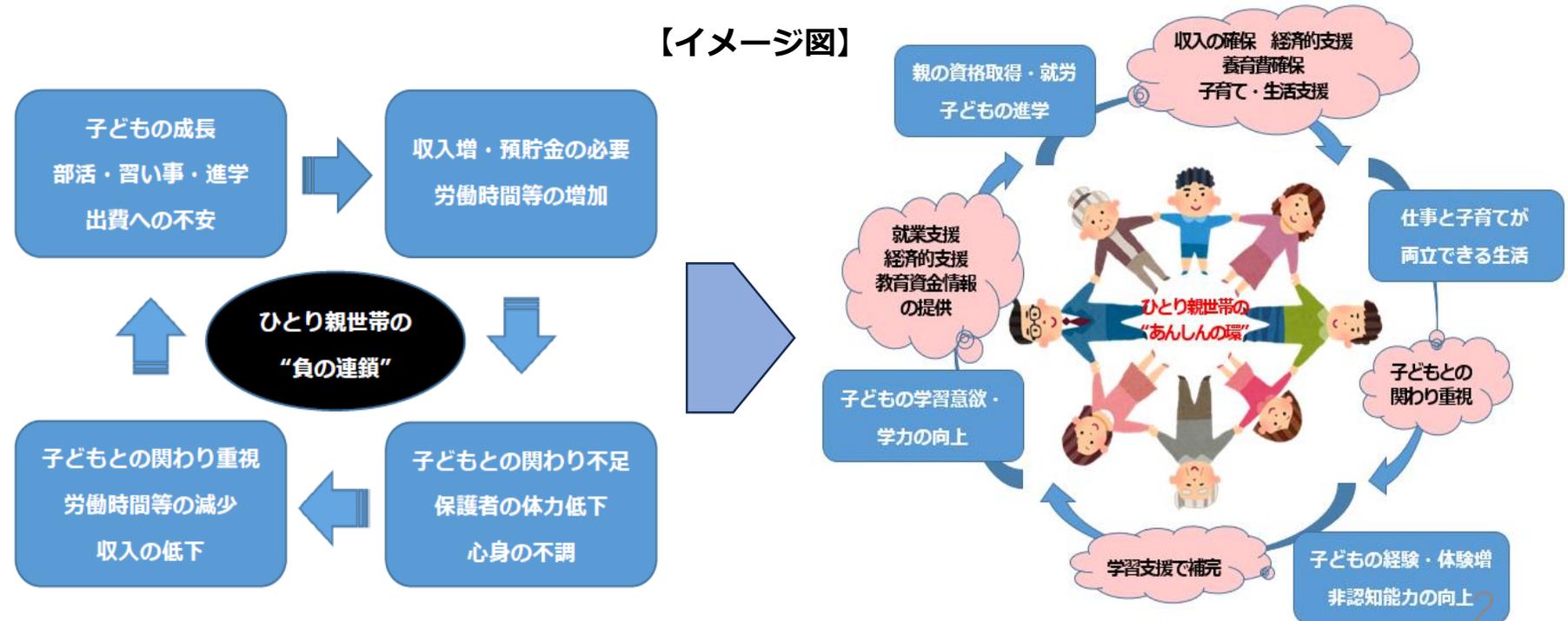
すべてのひとり親家庭等に“あんしんの環”を広げるまち

【基本理念の考え方】

子育てと生計維持の役割を一手に担わなざるを得ないひとり親家庭等は、収入面と時間の制約を受けることが多く、その結果として「負の連鎖」に陥ってしまう傾向にあります。

そこで、第3期計画では「すべてのひとり親家庭等に“あんしんの環”を」を基本理念に掲げ、ひとり親家庭等の経済的自立と安定した生活への支援に取り組んできました。

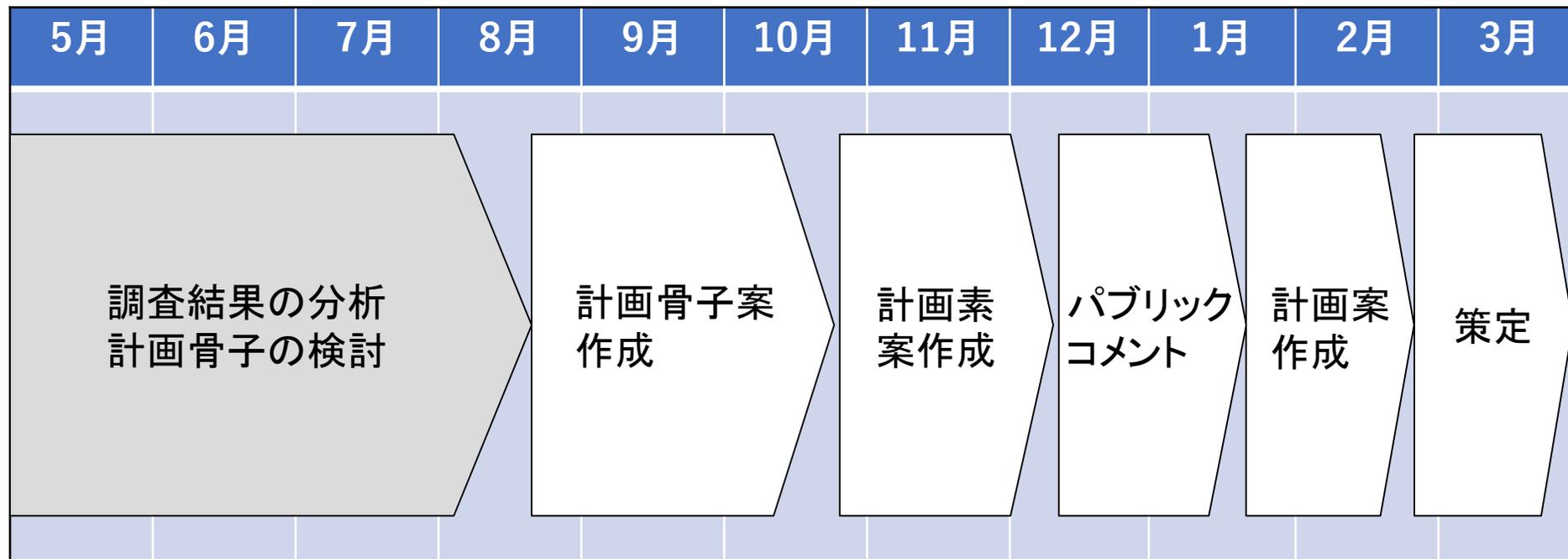
第4期計画では、第3期計画の基本理念を引き継ぐとともに、“あんしんの環”をさらに広げることを目指し、語尾に「広げるまち」を加えることで、柏市の目指す姿を示していきます。



【計画の概要】

	第1章 柏市こどもの貧困対策推進計画	第2章 ひとり親家庭等自立促進計画
1	計画の策定にあたって	計画の策定にあたって
2	貧困の現状とこれまでの取り組み	ひとり親家庭等を取り巻く現状とこれまでの取り組み
3	こどもの貧困の実態把握 (実態調査, 支援者ヒアリング)	ひとり親家庭等の実態把握 (実態調査)
4	こどもの貧困に関する指標及び成果目標	ひとり親家庭等に関する指標及び成果目標
5	施策の展開 ○教育の支援 ○生活の支援 ○就労の支援 ○経済的支援	施策の展開 ○子育て・生活支援の推進 ○就業支援の推進 ○養育費確保支援の推進 ○経済的支援の推進 ○相談支援体制の推進
6	計画の推進体制	計画の推進体制
7	参考資料	参考資料

【計画策定スケジュール】



【パブリックコメント】

計画（案）について、パブリックコメント（意見公募手続き）により市民から意見を募集します。

【日程】 令和6年12月10日（水）～ 令和7年1月10日（金）を予定

【方法】 市役所本庁舎や沼南支所、近隣センター、市ホームページ等で計画（案）を公表し、広く意見を求めます。実施後は内容を精査し、必要に応じて計画に反映するとともに、結果を公表します。